

「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務 基本仕様書

1 業務名

「殿様、安芸の西国街道をゆく」実施業務（以下「実施業務」という。）

2 業務の目的

浅野氏広島城入城400年記念事業として、大名行列に扮した一行が西国街道を練り歩く「殿様、安芸の西国街道をゆく」を実施し、地域住民等に観覧してもらうことにより、住民の郷土を愛する心を育む。

3 委託期間

契約締結の日から令和元年10月31日（木）まで

4 業務内容

(1) 実施日時

令和元年10月6日（日）の午後1時から午後2時まで（予定）

※ 少雨決行

(2) 実施場所

船越公民館（広島市安芸区船越五丁目2番23号）から熊野神社（安芸郡海田町上市4番1号）に至る県道府中海田線及び県道瀬野船越線等

(3) 基本事項

- ア 大名行列を模したイベントを実施するにあたり、地域住民等が「西国街道」にまつわる郷土・広島歴史や文化に興味を持てるよう工夫をこらすこと。
- イ 事業の実施時における安全の確保に意を用いること。

(4) 特記事項

- ア 大名行列に扮する人数を20人程度、当該行列の後ろを練り歩く一般参加者の人数を120人程度想定している。これらの募集については、発注者が行うものとする。
- イ 大名行列の殿様役の者が沿道で見ている者からよく見えるよう工夫すること。
- ウ 大名行列の殿様役の者は広島市と海田町との行政界の付近で1人加わり2人になる予定であるので、これを踏まえた提案とすること。
なお、2人とも徒歩の予定である。
- エ 業務実施に当たって必要な許可・資格を取得すること。ただし、道路使用許可申請については発注者が行うため、関係部署（海田警察署等）との事前協議や当該申請における資料作成の支援を行うこと。
- オ 道路占用許可の取得が必要になった場合、発注者において道路占用許可申請を行うため、関係部署（安芸区農林建設部維持管理課等）との事前協議や当該申請における資料作成の支援を行うこと。

- カ 業務の実施に必要な人員、機材、消耗品等を準備すること。
なお、警備に係る最低人数は15人である。
- キ 着替え場所及び着替え場所から船越公民館等への移動手段については、発注者が確保するものとする。
- ク 物品等の搬入については、各施設管理者と事前協議の上、発注者及び各施設管理者に搬入計画書を提出すること。
- ケ 業務着手前に、業務総括責任者（以下「総括責任者」という。）を選任し、氏名、職歴、資格等を記載した経歴書を発注者に提出し、承認を得ること。
- コ 常時、発注者と連絡調整が可能な体制を整備し、発注者からの要望等に速やかに対応すること。
- サ クレーム、事故等については、迅速かつ適切に対応すること。
- シ 予定時間を超えることがあっても、所定の業務が終了するまで着実に業務を履行すること。
- ス 当該イベントは少雨決行とし、その際には雨具で対応するものとする。雨具については、発注者が用意するものとするが、受注者は発注者に助言すること。
- セ 荒天の場合には、発注者において中止の判断を当日行うものとする。当該イベントを中止した場合には、受注者はそれまで要した経費の内訳書を提出のうえ、変更契約を締結するものとする。

(5) 補足事項

ア 当該大名行列が出発する前に、以下のとおりイベントを予定しており、船越公民館で、発注者において、オープニングセレモニーを開催する予定である。自主事業として、オープニングセレモニーに追加して企画・運営や、例えば船越公民館での物販・飲食について、提案することができる。ただし、実施にあたっては、発注者と協議して行うこととし、許可・届出が必要な場合は、自らの責任で行うこと。

(予定)

(場所：船越公民館)

10:00～ 講演会

12:00～ 講演会終了

オープニングセレモニー

13:00～ 大名行列開始

イ 自主事業を実施する場合、その経費は自己負担とし、経費の区分を明らかにするため、別の会計とすること。

5 成果物等

(1) 提出形態・期限等

成果物	提出期限	提出部数	備考
業務実施報告書 (電子データ)	令和元年10月29日(火)	1部	A4判 PDF形式及びMicrosoft Word形式
業務実施報告書 (紙媒体)	令和元年10月29日(火)	1部	A4判

※ 完了報告書には、適宜、写真や図を挿入すること。

(2) 内容

実施したイベントの内容

(3) その他

自主事業を実施した場合には、「殿様、安芸の西国街道をゆく」の業務実施報告書とは別に、事業内容を記載した「自主事業報告書」を提出すること。提出形態・期限等は上記5(1)に準ずる。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 守秘義務

ア 受注者及び受注者の業務従事者であった者は、契約の履行に際して知り得た秘密を契約の存続期間はもちろん、契約の終了後及び解除後においても、第三者に漏えいしないこと。

イ 受注者は、守秘義務の遵守に関する誓約書を発注者に提出するとともに、契約の履行に当たる受注者の業務従事者にも提出させ、発注者に提出すること。

(2) 個人情報保護

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うに当たっては、広島市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

ア 業務従事者への教育の実施

受注者は業務従事者に対して広島市個人情報保護条例の罰則規定を周知し、本業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させること。

イ 事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 法令等遵守

受注者は労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。

(4) その他

受注者は、委託契約約款に定められたことのほか、次の事項を遵守すること。

ア 本業務の実施に際し、第三者に損害を与えた場合は全て受注者の責任において処理するものとする。

イ 受注者は、著作権などの問題が生じないように配慮すること。

ウ 本業務に係る著作物の著作権など一切の権利については発注者に帰属することとし、発注者は事前の連絡なく加工及び二次利用ができるものとする。

エ 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、受注者と協議するものとする。